

平成 30 年（行ウ）第 66 号 損害賠償等請求事件（住民訴訟）

原 告 小林洋一 外 1 名

被 告 和泉市長

## 準 備 書 面 (2)

平成 31 年 3 月 19 日

大阪地方裁判所第 7 民事部合議 1 係 御中

被告補助参加人ら訴訟代理人

弁護士 森 本 哲 平



1 平成 24 年度、同 25 年度において、被告補助参加人らが落札者と落札金額を決定することは不可能であること

(1) A 等級の競争入札は郵便入札であり、入札が終了するまでは他の入札者を知ることができないところ、平成 24 年度、平成 25 年度は、本件組合に所属していない訴外大阪府森林組合泉州支店（以下「訴外森林組合」という。）が A 等級に格付けされて入札に参加できる地位にあったことから、被告補助参加人ら本件組合に所属している造園工事業者が落札者と落札金額を決定することは不可能であって、被告補助参加人らが談合をしていたとの原告らの主張は失当である。

(2) この点、平成 24 年度と平成 25 年度の A 等級の業者には、本件組合の会員のみならず、本件組合に属していない訴外森林組合も含まれていたことについて、原告らは、本件組合の会員らが「大阪府森林組合泉州支店の公募の可能性は低いと判断し、従来どおりの談合に至った」と主張し、訴外森林組合の落札意欲が著しく低いことの根拠として、「該業者の平成 21 年から 23 年までの

入札状況（B等級工事）を見ると、5件の指名を受けていながら、そのうち3件で辞退、1件は落札の可能性が低い予定価格での応札であり、まともに入札に参加したのは最低制限価格で応札した僅か1件にとどまる。（甲25）」ことを挙げるが、かかる入札結果をもってしても、訴外森林組合の落札意欲が著しく低いと評価することはできず、原告らの推論は失当である。

原告らが主張する訴外森林組合の入札結果についてみると、平成21年度と平成22年度は、各1回ずつの指名に対して、辞退又は予定価格での入札をして落札しなかった。

これに対し、平成23年度になると、指名の回数も増え、入札日が平成23年10月4日で予定価格100万8000円の「室堂2号公園管理工事」（甲25・1頁）と、入札日が同年12月9日で予定価格150万3000円の「弥生8号公園管理工事」（甲25・2頁）については、入札への参加を辞退したもの、平成24年1月31日入札日で、予定価格が最も高い182万4000円の「松尾川緑道管理工事」（甲25・3頁）には入札に参加をして落札している。

以上の事実を踏まえると、訴外森林組合が、落札意欲が低いとは評価し得ず、とりわけ平成23年度の訴外森林組合の入札についての行動をみると、予定価格が高額な規模の大きい工事について積極的に落札し、施工する意欲を有していると評価すべきものである。

そればかりか、訴外森林組合は、平成24年度からは、和泉市から、A等級工事を施工できるだけの規模や能力を備えるに至ったと評価されて、B等級からA等級に格上げされるに至っている。

加えて、被告補助参加人らの同業他社である訴外森林組合は、被告補助参加人らよりもはるかに大規模の組織である。訴外森林組合のホームページによれば、平成13年10月に出資金2億円で設立され、組合員数7084名、職員数57名と記載されており（丙11）、A等級の中でも大規模の工事を施工で

きるだけの規模と能力を有していることは、被告補助参加人らにおいても当然に知り得た事実である。

以上のことからしても、平成24年度において、競合相手である被告補助参加人らにおいて、A等級に格付けされた訴外森林組合が落札を目指して入札に参加する可能性があること、特に、予定価格の高いものについては、その可能性がさらに高いと判断するのが通常であり、訴外森林組合が入札に参加する可能性が低いと判断することなどあり得ない。

(3) また、原告らは、和泉市の競争入札実施要綱（甲26）において対象工事と同種同規模工事の施工実績が必要であるとの条件が存在することを理由に、訴外森林組合が入札に参加できない可能性があったと主張するが、事実誤認である。

大阪府のホームページ上で、大阪府の建設工事の一覧表が公開されており、誰もが閲覧可能であるところ、これを見れば、訴外森林組合が、平成23年度だけでもA等級と同種同規模の施工実績が多数あることは明らかである（丙12）。

なお、念のため、和泉市に上記同種同規模工事の条件について問い合わせたところ、当該要綱にいう同種同規模工事の施工実績は、他の自治体や民間工事も含むものであり、丙第12号証記載の施工実績があれば、平成24年度のA等級の施工実績の条件を十分にクリアし、平成24年度以降にA等級の入札に参加できないとの事実はなかったとの回答を得た。

以上のことから、訴外森林組合が、同種同規模の施工実績がないことを理由にA等級の入札に参加できないとの事実は存在しておらず、上記原告らの主張は明らかに事実誤認である。

(4) さらに、原告らは、訴外森林組合の公募があれば、その時点で作戦を変更したなどと主張するが、同主張も失当である。

繰り返し主張しているとおり、A等級は郵便入札であり、入札前に他社の入

札状況を知ることは不可能であるところ、平成24年度は、全6件中その半数の3件が、平成25年度も6件中2件が、同じ日に入札がなされており、これらについて訴外森林組合の入札状況をみて作戦を変更することなどできない。

しかも、仮に被告補助参加人らが談合によって落札金額を違法に引き上げていたというのであれば、訴外森林組合からみれば、適正な金額を入札さえすれば落札できる状況となるだけあり、談合を継続すれば、6件しかない工事のうちの複数の工事、あるいは最も利益の大きい工事について、訴外森林組合に易々と落札を許す結果にしかならないことは、容易に想定できることである。このような、訴外森林組合を利する結果にしかならないだけの談合を、訴外森林組合以外の全入札者で行うことは、あり得ない。

(5) 以上のことからも被告補助参加人ら本件組合に所属している造園工事業者が落札者と落札金額を決定することは不可能であって、被告補助参加人らが談合をしていたとの原告らの主張は失当である。

## 2 藤井植物園の最低制限価格での入札について

被告補助参加人らが談合により落札者と落札金額を決めていたのであれば、談合によって落札者となった者が、最低制限価格で応札することなどあり得ない。

この点、原告らは、藤井植物園が最低制限価格で落札している点について、誤って入札をしたか、談合の疑いを避けるためであると主張するが、同主張も失当である。

談合によって落札者とされた者が、入札金額を間違うことなどあり得るはずがなく、ましてや、その間違った入札金額が最低制限価格と一致することなどあり得ない。

また、談合の疑いを避けるためにあえて最低制限価格で落札したというのであれば、その場合における工事は、利益の少ない予定価格の低い工事を選ぶはずである。

しかるに、補助参加人藤井植物園が最低制限価格で落札をした工事は、予定価

格が直近4年間の最高額よりも2000万円以上も高額な工事であり、前年度のA等級の全工事の落札金額の総合計に匹敵する工事である（被告補助参加人ら準備書面（1）・16頁、丙1・6頁）。

このように、補助参加人藤井植物園が最低制限価格で落札をした工事は、予定価格の高い工事（利益の大きい工事）であるところ、当該工事において、談合の疑いを避けるためにあえて最低制限価格で落札したとするならば、あまりにも不合理な行動というべきである。

仮に、原告らが主張する95%ルールが存在していたとするならば、補助参加人藤井植物園は、当該工事について、他の入札者が5743万2250円を超える金額で応札することを知りながら、それよりも326万0250円以上も安い5417万2000円で落札したことになる。

ちなみに、326万0250円とは、同年度のA等級の工事のうち、伏屋4号公園管理工事の予定価格（242万円）よりも高額、室堂19号公園管理工事の最低制限価格（326万1000円）とほぼ同額であり、さらにふるさとの川公園管理工事の最低制限価格（372万7000円）にも迫る金額である（丙2・6頁）。

談合によって得られる金額は、予定価格の数パーセント（落札金額－最低制限価格）以下に過ぎないのであり、談合の疑いを避けるという理由で、談合によつて得られる金額よりもはるかに高額な不利益を被る落札をすることなどあり得るはずがない。

原告らにおいて、かかる不合理な説明しかできないこと自体、被告補助参加人らが談合した事実など存在しないことの証左である。

### 3 最低制限価格での落札が少ないことは談合を推認する事実とはならないこと

（1）原告らは、自由競争のもとでは、たたき合いによりその大半が最低制限価格での入札になるとし、大阪府総務部契約局作成の甲第24号証を引用して、最低制限価格が入札前に公開されている場合には、最低制限価格でのくじ落札が

多いことは周知の事実であり、最低制限価格での落札が少ないので補助参加人らが談合をしているからだと主張するが、同主張も失当である。

(2) 大阪府が甲第24号証において、「応札者が限定されている入札案件では予定価格に近い高値落札を招いている」と記載していることからも、少なくとも大阪府下では、和泉市の造園工事のように応札者が限定されている入札においては、最低制限価格ではなく、予定価格に近い高い金額で落札されていることが多いことは明らかである。

また、大阪府が、甲第24号証において「見積もりもせず最低制限価格で入札参加する業者や、採算性を考慮せず入札参加する業者が増加し、結果として最低制限価格での『くじ落札』が多発しており、適正な競争性や工事品質の低下が懸念される」と記載して、最低制限価格の事後公表を試行していることからも、最低制限価格でのくじ落札が多いのは、健全な自由競争のもとでのたたき合いなどではなく、見積もりもせずに入札参加する業者や、採算性を考慮せずに入札参加する業者が増加していることが原因であり、しかも、その結果、適正な競争性ばかりか工事の品質の低下が懸念される事態にまでなっていることも明らかである。

(3) また、大阪府は、甲第24号証・2頁目において、高値落札の原因について、応札者が限定されている入札案件では、公表されている予定価格が目安になると説明されており、談合の結果であるとの説明もなければ、談合の可能性があるとの指摘もなされていない。以上のことから、高値落札の結果から談合を推認することなど不可能である。

仮に、原告らにおいて、和泉市の造園工事の落札率の高さを理由に談合が推認されるというのであれば、大阪府下の高値落札の全てについて談合が推認されることになるが、それが不合理であることは言うまでもない。

(4) 以上のことから、自由競争であればたたき合いにより最低制限価格でのくじ落札となるとし、最低制限価格での落札が少ないので被告補助参加人らの談合

をしているからであるとの原告ら主張は明らかに失当であり、かかる事実から談合を推認することなどできない。

#### 4 和泉市の予定価格が適正であれば最低制限価格での落札になるとの原告らの主張が失当であること

- (1) 被告らは、和泉市の造園工事の価格が適正に積算されていることを理由に、予定価格が不当に低く設定されている事実はないと主張するが、同主張も失当である。

予定価格の算定は、自治体や設計者の個性が強く反映されるため、予定価格が適正であることは、どの自治体でも予定価格が同じであることを意味するものではない。

この点、原告らは、平成27年4月28日付けの「予定価格の適正な設定について」と題する通達（甲23）を根拠に、予定価格が適正であったと主張するが、当該通達が、予定価格の設定に当たり「経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適切な積算を行うこと」としていることからも、予定価格の積算方法は一律的に定まるものではなく、自治体の設計者によって異なる積算となることを前提としていることは明らかである。

- (2) 特に、造園工事においては、工事の対象となる公園は、2つと同じものはなく、公園によっての個性が極めて強いものであり、例えば、製品についても、既製品で足りるとするか、特注が必要となるのか、フェンスや勾配をどのようにみるか等によって金額は大きく異なるし、運搬費や諸経費についても、その算定の仕方は大きく異なるものである。

加えて、使用する石材等についても、少量多種の材料を購入する必要があるものの、「建設物価」や「積算資料」等の文献に記載のない材料が多く、予定価格の算定にあたっては、これらについて設計者が個別に業者から見積もりを取りて材料の実勢価格を算定する必要があるところ、そもそも市場性の乏しい

これらの材料については明確な実勢価格など存在しないことから、見積書の取り方によって金額は大きく異なる結果になるものである。

例えば、公園の遊具について、滑り台やジャングルジムなども、その公園唯一のものが多く、市場において取引などされておらず、これらをどのように算定するかも、自治体の設計者によって大きく異なることになる。

以上のことからも、造園工事は、自治体の設計書の積算の仕方によって予定価格は大きく異なる結果になるのであり、それを受けた入札参加者が、最低制限価格までの値下げをすることが不可能と判断すれば、それ以上の金額での入札、落札となるのは当然の帰結であり、何ら不自然なものではない。

(3) 加えて、発注者が、予定価格の算定が適正と判断しているからといって、これをもって入札に参加する者が適正と評価するかは別問題である。

このことは、原告らが主張するように、競争入札が、中止や不調となることが多いことからも明らかである。

そもそも、競争入札が不調となるのは、入札者全員が、予定価格ですら適正ではないと評価した結果なのである。

したがって、予定価格が適正であれば、最低制限価格での落札となり、これが少なければ入札者が談合しているとの原告らの推論は、このことからも明らかに失当である。

(4) そもそも、予定価格とは、設計者が実勢価格等をもとに積算した価格であり、これを超える価格では実勢価格を超えるものとして受注しないとするものであるのに対して、最低制限価格とは、設計者による積算の結果ではなく、予定価格の4項目について機械的に一定割合を減額したものに過ぎない（甲22）。

したがって、最低制限価格でありさえすれば、契約内容に適合した履行が確保できるという保証など全くないのであり、最低制限価格によつても契約内容に適合した履行ができないと入札者が判断すれば、最低制限価格での落札とは

らないのは当然であり、予定価格が適正であれば、最低制限価格での落札になるというものでは全くない。

以上のことばは、大阪府が、最低制限価格での落札に対して、工事品質の低下を懸念していること（甲24）からも明らかである。

以上